

障発0525第1号
令和3年5月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

補装具装用訓練等支援事業の実施について

標記について、「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、装用訓練のための機器に係る費用や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等に係る費用を支援することにより、これらの装用訓練等を提供できる病院やリハビリテーション施設の普及を図るため、今般、別紙のとおり「補装具装用訓練等支援事業実施要綱」を定めたので通知する。

については、管内市町村、医療福祉関係団体に対して周知徹底を図るなど本事業の積極的な活用が図られるよう協力を賜りたい。